

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
1	旧研修修了者の更新研修受講要件	<p>旧研修修了者であるものの、実際にサービス管理責任者として配置されていない者については、実務経験がないことから、更新研修の受講要件を満たさないと判断される。</p> <p>この場合であって、将来的にサービス管理責任者として配置しようとする為には、それぞれ基礎研修から受講し直さなければならないか？</p> <p>また、上記のケースであっても令和5年度の更新研修開始日までに2年間サービス管理責任者として配置できれば、更新研修受講資格があると読めるがその解釈で良いのか？</p>	<p>旧研修修了者の令和5年度までの更新研修受講要件については、告示第544号一ロにおいて、「令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。」とされているため、現に従事しているものとして更新研修を受講することができます。</p> <p>ただし、告示別表第4（更新研修カリキュラム）において、「サービス提供の自己検証に関する演習」が規定されておりますので、ご承知いただけますようお願いいたします。</p> <p>参考までに、旧サービス管理責任者研修修了者が、令和6年3月31日までに更新研修修了者とならなかった場合は、告示において「サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする」と規定されていることから、実践研修修了証書の交付をもってサービス管理責任者として配置することができます。</p> <p>ただし、サービス管理責任者の配置にあたっては、実務経験要件について確認を要しますのでご留意願います。</p>	<p>・告示544号一イ(2) ※更新研修受講者の規定 サービス管理責任者更新研修受講開始日前5年間に於いて、サービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者又は現に従事している実践研修修了者</p> <p>・告示544号一ロ ※平成31年3月31日までの旧サービス管理責任者研修修了者の経過措置の規定 令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。 この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。</p> <p>・サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&amp;A 問5（答） ※改正前の告示に基づく研修修了者 サービス管理責任者として従事するために必要</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
			<p>また、上記の取扱いについては、児童発達支援管理責任者研修についても同様の取扱いとなります。</p> <p>なお、本事案は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していることを前提とした回答であることを申し添えます。</p>	<p>な改正後の告示に基づく研修修了要件を満たした者であることとみなされ、サービス管理責任者に係る各分野の業務に従事することが可能であるほか、1回目の更新研修を受講する要件を満たすこととなる。</p> <p>・告示544号一ニ ※更新研修未受講者の実践研修再修了による配置の規定</p> <p>イ(2)柱書きの期日(※実践研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日)までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は口に定める期日(※令和6年3月31日)までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの(2)(※更新研修修了者)の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
2	旧研修修了者及び基礎研修修了者の修了証について	<p>実務経験を満たしていれば、旧研修の各分野のいずれかしか受講してなくても、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者どちらもなれるとなっているが、希望すれば現在持っていない修了証書の発行はしてもらえるのか。</p> <p>また、基礎研修受講者についても、修了証書を別々に発行できるのか。</p>	<p>改正前の告示に基づく研修修了者については、サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&amp;A問5の（答）を参照いただき、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者に必要な実務経験を満たしていれば、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者に従事することはできます。</p> <p>ただし、修了していない研修の修了証については、①「告示544号一口」または「告示230号三」において、「令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として現に従事しているものみなす」とされており、旧研修修了証が交付されていることで、「告示544号一口」または「告示230号三」を満たしサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者に従事できること、②修了していない研修の修了証を交付する法的根拠がないことから、修了していない研修の修了証を交付することはできません。</p> <p>なお、更新研修修了後は、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者に従事するにあた</p>	<p>・ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&amp;A 問5 ※改正前の告示に基づく研修修了者サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、上記の者が児童発達支援管理責任者として必要な実務要件も満たしている場合は、児童発達支援管理責任者の業務にも従事することが可能である。同様に、改正前の告示に定める児童発達支援管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な実務経験を満たしている者は、サービス管理責任者の業務にも従事することが可能である。</p> <p>・ 告示544号一口 ※平成31年3月31日までの旧サービス管理責任者研修修了者の経過措置の規定 令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。 この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
			<p>り、「告示544号一イ」「告示230号一及び二」において、実務経験者及び更新研修修了者であることを確認する必要があることから、旧研修修了証に代わり更新研修の修了証が交付されていることが必要となりますので申し添えます。</p> <p>また、基礎研修の修了証については、サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&amp;A 問8において、「それぞれの受講者について、いずれか一方のみの受講なのか、両者の受講なのか、本人の意向及び実務要件を申込みの際に確認し、適切に修了証を発行」とされていることから、別々の修了証を発行する場合は、①サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る実務要件を満たすこと、②サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方の申込みが必要となりますのでご注意ください。</p> <p>なお、本事案は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していることを前提とした回答であることを申し添えます。</p>	<p>・ 告示230号三            ※平成31年3月31日において、旧児童発達支援管理責任者研修修了者である者            令和6年3月31日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。            この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。</p> <p>・ 告示544号一イ            サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)(※実務経験者)及び(2)(※更新研修修了者)に定める要件を満たす者。</p> <p>・ 告示230号一及び二            障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
				<p>理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは第一号(※実務経験者)及び第二号(※更新研修修了者)に定める要件を満たす者。</p> <p>・ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&amp;A 問8</p> <p>それぞれの受講者について、いずれか一方のみの受講なのか、両者の受講なのか、本人の意向及び実務要件を申込みの際に確認し、適切に修了証を発行し、名簿管理を行うこと。</p> <p>なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る実務要件を満たす者がサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修に係る修了証を希望するときは、両者の修了証を発行して差し支えない。</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
3	研修修了後の 従事時期 について	<p>実務要件を満たした状態で、「旧児童発達支援管理責任者研修修了」+「相談支援従事者初任者研修講義部分受講予定」の常勤職員が勤務している。</p> <p>相談支援従事者初任者研修講義部分の修了以降に、「基礎研修（15H）」受講不要でサビ児管（人員基準上の1人目）として即従事可能か。</p>	<p>実務経験者の児童発達支援管理責任者の配置については、告示230号四において、「実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす。この場合、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要す。」とされています。</p> <p>一方、基礎研修修了者については、告示230号第二号イにおいて、「基礎研修を修了し当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者」であれば、基礎研修修了者であると解釈することができます。</p> <p>また、実践研修修了者について規定している告示230号第二号ロ(2)において、「平成31年4月1日において旧児童発達支援管理責任者研修修了者であり、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの」と規定されて</p>	<p>告示230号四</p> <p>※実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった者</p> <p>第二号ロ(※実践研修修了者)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。</p> <p>この場合、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要す。</p> <p>・告示230号第二号イ ※基礎研修修了者 基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、次の (1) または (2) のいずれかの要件を満たす者 (1) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(別表第二) (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者(旧告示一イ(1)(二)b)</p> <p>・告示230号第二号ロ ※実践研修修了者 実践研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
			<p>おり、この規定によって同(2)は同(1)の「基礎研修」と同等のものとして位置づけられています。(厚生労働省確認済み)</p> <p>よって、お尋ねの件につきましては、相談支援従事者初任者研修(講義部分)の受講証明書の交付を受けた時点で、児童発達支援管理責任者として配置可能となります。</p> <p>ただし、相談支援従事者初任者研修(講義部分)の受講証明書の交付を受けてから、3年を経過する日までの間に実践研修修了者(実践研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの)となることが条件となりますのでご注意ください。</p>	<p>の証明書の交付を受けたものであって、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者</p> <p>(2) 平成31年4月1日において旧告示(544号)一イ(1)から(5)(※旧サービス管理責任者研修)または旧告示(230号)二(※旧児童発達支援管理責任者研修)のいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったものであること</p> <p>(実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
4	経過措置における実践研修受講に必要な実務経験について	経過措置において、実務経験者が令和3年度までに基礎研修修了者となった場合、サビ児管として従事することができるものの、基礎研修修了者となってから3年を経過する日までに実践研修を修了する必要があるが、実践研修の受講に必要な実務経験はどのような経験をさすか。	<p>告示第544号一ハまたは告示第230号四において、サビ児管とみなされたものは、同時に「～(中略)～実践研修修了者となることを要する」と規定されています。</p> <p>①「実践研修修了者」とは、告示544号一イ(2)(二)または告示第230号二ロにおいて、「実践研修を修了し、(～中略～)実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること、(～中略～)」と規定されており、実践研修を受講するにあたり、2年以上の相談支援の業務又は直接支援の業務が2年以上必要になります。</p> <p>なお、上記の直接支援の業務については、告示544号一イ(1)(二)または告示第230号一(二)において、「入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行なう者に対して訓練等に関する指導を行なう業務～(中略)～」と規定されてお</p>	<p>・告示第544号一ハ及び告示230号四          ※実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった者          告示544号一イ(2)(二)及び告示第230号二ロ(※実践研修修了者)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。          この場合、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要する。</p> <p>・告示544号一イ(2)(二)及び告示230号第二号ロ          ※実践研修修了者          実践研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たす者          (1) 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者          (2) 平成31年4月1日において旧告示(544号)一イ(1)から(5)(※旧サービス管理責任者研修)また</p>

【長崎県】 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A

令和元年12月長崎県障害福祉課作成

NO.	分類	質疑内容	回答内容	回答根拠
			<p>り、サビ児管の業務である「他の従業者に対する技術指導及び助言」が含まれています。</p> <p>②また、告示第544号一ハ及び告示第230号四は告示改正後、一定期間のうちにサビ児管として従事する必要がある者に配慮した経過措置であるため、実践研修はサビ児管として従事した者が受講するものと想定されています。</p> <p>①、②により、告示第544号一ハ及び告示第230号四に規定する実践研修受講に必要な2年以上の実務経験は、サビ児管の業務を含むこととなります。</p>	<p>は旧告示(230号)二(※旧児童発達支援管理責任者研修)のいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったものであること (実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)</p> <p>・告示第544号一イ(1)(二)及び告示第230号一(二)</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行なう者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務</p>